

三瓶温泉  
国民保養温泉地計画書

平成 28 年 6 月  
環 境 省

## - 目 次

- 1 . 温泉地の概要
- 2 . 計画の基本方針
- 3 . 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策
- 4 . 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等
- 5 . 温泉資源の保護に関する取組方針
- 6 . 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策
- 7 . 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策
- 8 . 高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりに関する計画
- 9 . 災害防災対策に係る計画及び措置

### 添付

- ・ 国民保養温泉地区域図、位置図

## 1. 温泉地の概要

三瓶温泉は、島根県大田市の南東部、大山隠岐国立公園三瓶山地域内にあり、標高 400～500m、室ノ内峠南麓から湧出する源泉を中心とした地域である。

三瓶温泉の歴史は古く、約 1300 年前、白鳳時代の大地震とともに湧き出したとされ、寛政時代には湯治場として賑わっていたといわれている。明治時代には、現在の位置に温泉街の原型が作られ、以来、地元住民や観光客の保養の場、湯治場として発展してきた。泉質はナトリウム - 塩化物泉、湧出量は 1174 /分、湧出温度 36.6 であり、鉄分を多く含み、ぬるめで茶褐色のにごり湯は、地元の住民のほか、三瓶を訪れる観光客にも人気がある。

また、三瓶温泉に近接している三瓶山は、出雲風土記の国引き神話にも佐比売山と記された神話に彩られた山である。火口原を中心として環状に連なる溶岩円頂丘の優美な山容と、その山麓部に広がる草原地帯の牧歌的な景観が大きな特徴で、火口原湖である室の内池を始め、火山活動によってできた 3 つの湖沼が景観に変化を与えている。男三瓶山北斜面には、天然記念物に指定されているブナを主体とした自然林が広がり、多様な動植物の生息地となっているほか、山頂や山麓の草原でも、四季折々に美しい花を咲かせる草花や、草原を生息環境とする野鳥や昆虫類の姿を見ることができる。このため、登山やトレッキング、キャンプなどのアウトドアアクティビティの適地として市内外の利用者に親しまれている。

三瓶温泉の各施設では、加温をせず源泉をそのままを楽しむ浴槽、杉の酒樽を利用し木の香りが楽しめる浴槽など多種多様な浴槽で湯めぐりができる施設、鉄分が多い三瓶の湯の特徴を豊富な湯の花により体感できる施設など、施設毎に三瓶温泉の特徴が活用されている。このほか、三瓶周辺には、三瓶温泉のほか、国民保養温泉地としての指定は受けていないものの池田ラジウム鉱泉、小屋原温泉、湯抱温泉など複数の温泉が集積しており、個性豊かな湯を巡れる温泉地として、また、世界遺産石見銀山観光の基地として、観光客にも人気がある。

近年、国立公園ならではの自然景観の中でのグラウンドゴルフ大会、クロスカントリー大会、ウォーキングイベント、自転車イベントのほか、温泉街に千個以上の風鈴を飾り、涼やかな風と音色で観光客の温泉街散策を促すイベント「ふうりんおんせん」、温泉街の積雪を利用し数千個の小さなかまくらにキャンドルを一齐に灯す冬のイベント「さんべ志学の雪あかり」など、多くのイベントが盛んに行われている。このほか、宿泊施設により、温泉とウォーキング等を組み合わせた健康増進事業にも取り組んでいる。

平成 23 年度から、三瓶周辺の 1 市 2 町、島根県、観光関連団体で、三瓶山広域ツーリズム振興協議会を設立し、三瓶周辺の魅力発信、交流人口の拡大、地域活性化を目的とした取組を連携して実施している。

このように、三瓶温泉は、豊かな自然環境と温泉の効用を活かした保養や療養を目的とした温泉地であり、年間を通じて多くの利用者が訪れている。

## 2. 計画の基本方針

三瓶温泉は、古くから湯治場として栄えてきた温泉地であり、豊かな自然環境と温泉の効用から保養や療養を目的とした利用者が多く訪れている。今後、以下の考え方にに基づき、歴史や文化、景観を大切にするとともに、温泉を利用した保養に加え、国立公園ならではの自然景観の中でのウォーキングや登山等のアウトドアアクティビティーも楽しみ、観光客及び地元住民にとって、訪れると心身ともに健康になれる温泉地を目指していく。

- (1) 三瓶温泉の豊かな自然環境、地域資源を活用する。
- (2) 歴史や文化、自然景観など昔ながらの温泉街の風情を保全、継承する。
- (3) 三瓶山広域ツーリズム振興協議会を中心とする観光関連団体等の連携により、体験メニューの拡充や三瓶周辺全体の情報発信を強化し、交流人口の拡大を図る。

## 3. 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の維持・保全等に関する方策

### (1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の概要

三瓶温泉は、大山隠岐国立公園三瓶山地域内にあり、標高 400～500mの高地は夏涼しく自然の豊かな地域である。三瓶温泉から中国山地の連山が眺望でき、春秋に谷を埋めつくす雲海は北欧のフィヨルド峡湾に似た景観をつくる。

三瓶温泉の歴史は古く、約 1300 年前、白鳳時代の大地震とともに湧き出したとされ、寛政時代には湯治場として賑わっていたといわれている。明治時代には、現在の位置に温泉街の原型が作られ、昭和 34 年国民保養温泉地に指定された。昭和 30 年代から湯治以外の利用が盛んになり、国民宿舎、保養所などが建設され温泉集落が拡大した。

また、昭和 38 年の三瓶山の大山国立公園編入後、三瓶山高原道路、北の原キャンプ場、国立三瓶青少年交流の家、島根県立三瓶自然館サヒメルなどが整備され、現在に至っている。

草原は、放牧地の市民のくつろぎの場として利用され、大田市の花レンゲツツジやダイコクコガネ、オキナグサなどの希少動植物の生息地となっている。中でも最も広い西の原は、毎年春に火入れが行われ、三瓶山の草原景観の象徴的な存在となっている。

近年、三瓶周辺では、国立公園ならではの自然景観（広大な草原、四季折々の風景、適度な高低差など）の中でのグラウンドゴルフ大会、クロスカントリー大会、ウォーキングイベント、自転車イベントのほか、温泉街に千個以上の風鈴を飾り、涼やかな風と音色で観光客の温泉街散策を促すイベント「ふうりんおんせん」、温泉街の積雪を利用し数千個の小さなかまくらにキャンドルを一齐に灯す冬のイベント「さんべ志学の雪あかり」など、地元住民によるイベントが行われている。

このほか、宿泊施設により、適切な温泉利用と国立公園ならではの自然景観の中でのウォーキング等を組み合わせた健康増進事業にも取り組んでいる。

また、三瓶温泉に近い、平安時代に創立された八面神社では、地元神楽社中により

石見神楽が奉納されるなど、地域の文化が住民により保存されている。

## (2) 取組の現状

三瓶山は、昭和 38 年に大山国立公園に編入、第 2 種特別地域に指定されており、自然公園法に基づき、三瓶温泉地内の自然景観が保たれている。

また、大田市の個性的で優れた景観の継承、保全及び創造を総合的に推進していくことを目的に、平成 21 年度に大田市景観条例が制定され、同条例により建築物の新增改築等の規制を設けており、温泉街の風情等が保たれている。

また、自然保護団体等による三瓶周辺の希少動植物（オキナグサ、ユウスゲ、カキツバタ、ウスイロヒョウモンモドキ等）の保護及び保全活動、地元住民による三瓶温泉周辺の美化清掃活動を定期的実施するなど、地域で一体となり環境保全に努めている。

## (3) 今後の取組方策

三瓶温泉において、さらに自然環境、まちなみ、歴史、風土及び文化等の維持保全等を図るため、環境省、島根県、大田市等で調整のうえ、(2)の取組を継続するとともに、地域住民の活動を主体にしつつ、三瓶温泉の昔ながらの温泉情緒溢れる雰囲気を持続したうえで、観光客及び地元住民にとって、訪れると健康になれる温泉地を目指す。

## 4. 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等

### (1) 医師又は人材の配置の状況

三瓶温泉では、医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導を行う医師又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導を行う人材を配置しており、その名称及び活動の状況等は、以下のとおりである。

氏名	専門分野	活動内容	配置年度
(一社)大田市医師会 大田市立病院	総合診療	旅館等と連携し、温泉利用者に対し、健康増進や疾病予防のための講習会等を実施。	H26～

人材	人数	活動内容	配置年度
温泉ソムリエ	3	各旅館等において、健康増進のための温泉利用を安全かつ適切に実施できるよう指導に努める。	H26～

温泉ソムリエとは、温泉ソムリエ協会が主催する「温泉の基礎知識、正しい入浴法など所定の講座」を受講し、認定された者。

(2) 配置計画又は育成方針等

三瓶温泉では、(1)の医師及び人材の配置を継続するとともに、温泉ソムリエの計画的な増員に努める。

5. 温泉資源の保護に関する取組方針

(1) 温泉資源の状況

三瓶温泉では、湧出地3箇所から集めた混合泉が、宿泊施設や日帰り入浴施設に利用されている。

源泉	温度	湧出量 /分	泉質	湧出状況	所有者	利用施設
三瓶温泉 1,2,3,4番	36.6	1174	ナトリウム - 塩化物泉 (低張性弱酸性 性低温泉)	自噴	市	旅館3軒 公衆浴場2軒 その他2軒

(2) 取組の現状

三瓶温泉における源泉について講じている保護に関する取組の状況は、以下のとおりである。

源泉	取組	実施主体	実施年度
三瓶温泉 1,2,3,4番	泉温観測、湯量の目視点 検を毎日実施	市	H25 ~

(3) 今後の取組方策

三瓶温泉において、温泉資源の保護を一層推進するため、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

源泉	取組	実施主体	実施予定年度
三瓶温泉 1,2,3,4番	計測結果の蓄積及びデータ化に取り組み、異常の 早期発見に努める	市	H27 ~

6. 温泉を衛生的に良好な状態に保つための方策

(1) 温泉の利用に当たっての関係設備等の状況

三瓶温泉において温泉の利用に当たって使用している設備及び温泉の利用状況は、以下のとおりである。

浴用利用のみ

源泉数	浴用利用施設までの設備	浴用利用施設数
4	集湯管、集湯槽、配湯管、ろ過施設、貯湯槽	7

(2) 取組の現状

三瓶温泉において温泉の利用に当たって使用している設備について、現在講じられている衛生面での取組状況は、以下のとおりである。

設備	区分	取組	実施主体
源泉	自主的	必要に応じ、水質、成分検査を実施	市
集湯管	自主的	年2回のクリーニングを実施	市
集湯槽	自主的	年2回のクリーニングを実施	市
配湯管	自主的	年1回のクリーニングを実施	市
ろ過施設	自主的	ろ過泉の水質検査(鉄、マンガン)を毎月実施 源泉に近接した位置にろ過施設を設置し、除鉄、除マンガンを実施	市
貯湯槽	条例等	定期的に貯湯槽の生物膜の状況を監視し、並びに生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を実施	設備所有者
浴槽	条例等	<浴槽水> 毎日換水を実施 浴槽は常に満杯の状態にし、常に清浄を保持 レジオネラ属菌の水質検査を1年に1回以上実施 <浴槽> 毎日1回以上清掃し、随時消毒を実施	設備所有者
設備周辺	自主的	全ての設備周辺において、状況を確認しながらその都度清掃を実施	市、設備所有者

(3) 今後の取組方策

三瓶温泉において、今後も温泉を衛生的に良好に保つため、実施主体と調整のうえ、(2)の取組を継続していくとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

設備	区分	取組	実施主体
配湯管	自主的	配湯管清掃口の増設を計画	市

7. 温泉地の特性を活かした温泉の公共的利用増進に関する方策

(1) 温泉の公共的利用の状況

三瓶温泉は、白鳳時代 684 年の三瓶山の地震により湧き出したと伝えられており、

寛政時代には湯治場として賑わっていたといわれている。明治時代には、現在の位置に温泉街の原型が作られ、以来、地元住民や観光客の保養の場や湯治場、国立公園三瓶山観光の宿泊拠点として発展してきた。

しかし、近年の観光入込客数は、観光ニーズの多様化や旅行形態の変化などが影響し、平成15年度の81万人をピークに減少傾向である。

過去3年間の温泉の利用者数 (人)

年度	宿泊人数	日帰り人数	合計
H23	31,034	76,306	107,340
H24	29,575	69,991	99,566
H25	32,150	74,541	106,691

直近1年間(平成25年度)の温泉の利用者数 (人)

温泉地	区分	施設数	総定員	利用者数				
				4月	5月	6月	7月	8月
三瓶温泉	宿泊	3	249	2,092	3,160	2,295	3,022	4,404
	日帰り	5		6,442	7,948	6,167	6,286	7,995
	合計		249	8,534	11,108	8,462	9,308	12,399

利用者数							
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2,954	3,805	4,104	1,462	1,555	1,050	2,247	32,150
7,657	6,004	7,076	4,588	5,465	3,994	4,919	74,541
10,611	9,809	11,180	6,050	7,020	5,044	7,166	106,691

日帰り施設数は、宿泊施設3施設を含む

## (2) 取組の現状

三瓶温泉において、温泉の公共的利用の増進を図るため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

取組	実施主体
温泉街の積雪を利用した「さんべ志学の雪あかり」、温泉街に千個以上の風鈴を飾り、涼やかな風と音色で観光客の温泉街散策を促す「ふうりんおんせん」など、温泉を活用し、観光誘客を図るイベントを実施	地元団体
明治時代から続く三瓶そばをPRするため、三瓶在来種の新そばを味わうイベントを開催	さんべ在来そばの会
グラウンドゴルフ、自転車、ウォーキング等の大会開催による誘客促進	大会主催者
国立公園三瓶山を中心とした三瓶周辺をPRするため、アウトドアブランドモンベル等と連携した情報発信を実施	三瓶山広域ツーリズム振興協議会、市、観光協会



大山隠岐国立公園内にある三瓶温泉の景観を自然公園法、大田市景観条例等により規制	環境省、県、市
---	---------

(3) 今後の取組方策

三瓶温泉において、さらに温泉の公共的利用の増進を図るため、環境の保全、配慮に努めながら、温泉利用者に対し、三瓶そばをはじめとする食、歴史ある温泉街や自然を活用したウォーキング、登山をはじめとする体験メニューの情報提供を併せて実施し、観光客及び地元住民にとって、訪れると健康になれる温泉地を目指す。

具体的には、国立公園三瓶山地域内の国民保養温泉地として、三瓶温泉ならではの体験メニューなど観光資源の発掘・磨き上げを図り、実施主体と調整のうえ、(2)の取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

取組	実施主体
温泉ソムリエ等による安全で適切な温泉利用の指導、温泉とウォーキング等を組み合わせた健康増進事業を実施	各施設
観光関連事業者向けの研修会等を実施し、事業者の組織化、観光商品化を推進	三瓶山広域ツーリズム振興協議会

8. 高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりに関する計画

(1) 公共の用に供する施設の状況

三瓶温泉における公共の用に供する施設の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設
三瓶温泉	公有施設	道路（県道 30 号線、県道 40 号線、市道） 宿泊施設（1 施設） 志学まちづくりセンター、大田消防署三瓶出張所
	私有施設	宿泊施設（2 施設）、日帰り入浴施設（2 施設）、その他（2 施設）

(2) 取組の現状

三瓶温泉において、高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりのため、現在行っている取組の状況は、以下のとおりである。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
三瓶温泉	公有施設	道路	現状は特にない。	県、市
		建築物	段差解消に努めている。	市
	私有施設	建築物	段差解消に努めている。	所有者

(3) 今後の取組方策

三瓶温泉において、さらに高齢者、障がい者等に配慮したまちづくりを図るため、

実施主体と調整のうえ、( 2 ) の取組を継続するとともに、それらに加えて以下の取組を進める。

温泉地	区分	施設	取組	実施主体
三瓶温泉	公有施設	道路	路線を調査し、不都合な箇所は改修を検討する。	県、市
		建築物	不都合な箇所は段差の解消、手すりの増設等を検討する。	市
	私有施設	建築物	段差の解消、手すりの増設等について、事業者自らが取り組むよう要請する。	所有者

## 9 . 災害防災対策に係る計画及び措置

### ( 1 ) 温泉地の地勢及び災害の発生状況

三瓶温泉は、島根県大田市の南東部の活火山三瓶山の南麓に位置し、四方を山地に囲まれ、湯の谷川が三瓶温泉の南北に流れている。三瓶温泉地内には、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域、砂防法による砂防指定地に指定されている区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域がある。

昭和 53 年には、三瓶山を中心としたマグニチュード 5.8 の地震が発生し、住戸半壊、道路に割れ目が入るなどの被害があった。

### ( 2 ) 計画及び措置の現状

大田市において、平成 18 年度に策定された「大田市地域防災計画」に基づき、地震や風水害等の災害の際に、三瓶温泉における住民や利用者等に対する避難勧告や指示方法、避難場所の指定といった防災計画が講じられている。

温泉地	計画又は措置	計画又は措置の内容
三瓶温泉	大田市地域防災計画	温泉地内について、防災計画に基づき防災対策を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 温泉地内の大田消防署三瓶出張所には、消防ポンプ自動車 1 台、救急自動車 1 台を配備している。</li> <li>・ 国民宿舎さんべ荘、四季の宿さひめ野、志学まちづくりセンターを災害時の指定避難所としている。</li> </ul>

### ( 3 ) 今後の取組方策

三瓶温泉地区において、更に災害防止を図るため、実施主体と調整のうえ、( 2 ) の計画及び措置に基づく取組を継続するとともに、それらに加え、以下の取組を進める。

温泉地	取組	実施主体
三瓶温泉	防災行政無線の屋外スピーカーを地区内の志学まちづくりセンター地内に設置し、情報伝達の強化を図る。	市

	<p>活火山である三瓶山の噴火等の災害予防対策として、松江气象台から提供される「三瓶山周辺の地震情報」を温泉施設の事業者等に伝達する。</p>	市
	<p>防災ハザードマップ等の掲示や、利用者等に対する避難訓練の実施などを、温泉施設等事業者に要請する。</p>	所有者
	<p>地震に対する防災対策として、物品等の転倒防止対策の実施を、温泉施設等事業者に要請する。</p>	所有者







